

# 発注者の方へ

電話、FAXでもお申し込みになれます。

ご相談、お見積りのうえ、シルバー人材センターが契約を結びます。就業する会員については、シルバー人材センターにお任せいただきます。

雇用や人材派遣と違い請負又は委任によってシルバー人材センターが仕事をお引き受けし、責任をもって完成(遂行)いたします。

収益を目的としないので、一般的に割安です。

公益的・公共的団体なので安心です。

## 会員の働き方

法律上、会員の就業は、発注者と雇用関係を発生させてはならないこととなっています。

会員は、臨時的かつ短期的に就業することとなっていますので、交替で働きます。(特別な知識、技能を必要とする仕事は、継続的に就業することもできます。)

発注者からの仕事の説明は受けますが、指揮命令は受けません。

契約事項にない仕事は原則としていたしません。

## 安全への配慮・シルバー人材センター団体傷害保険

高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事はお引き受けいたしません。

会員の就業は、雇用ではありませんので、万一、事故が発生した場合は、シルバー人材センター団体傷害保険で対応いたします。

## お支払い

契約代金の内訳は、会員の就業の対価が主となりますが、これは賃金や給与ではありません。したがって代金は、外注費、委託費でお支払いください。



TEL: (0725)-22-2256 FAX: (0725)-22-0350

